

東海第二発電所に係る設置許可、設計及び工事計画、保安規定の申請状況について

No.	工事名(件名)	種類			備考 (時期(予定又は実績)、他件名との関係 等) 【】:主な審査対応部門
		設置許可	設計及び 工事計画認可	保安規定	
1	【BF】【特重・SA・DB】標準応答スペクトル(震源を特定せず策定する地震動)の規制への取り入れのための実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に対する対応	2021.6.25申請 2023.6.23補正 2023.10.20補正 2023.12.20許可	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 2021年6月25日申請, 2023年12月20日許可。 経過措置期限:設置許可基準規則解釈等の改正から3年(2024年4月20日) 本申請における審査実績及び2021年12月22日に許可を受けた特定重大事故等対処施設の設置を反映し, 2023年6月23日に補正を実施。 本申請における審査実績を反映し, 2023年10月20日に一部補正を実施。 <p>【発電管理室(設備耐震), 開発計画室, 安全室(品質保証)】</p>
2	設工認変更 ・特定重大事故等対処施設の設置	—	第1回 2022.2.28変認申請 2022.9.26補正 2022.10.7補正 2022.11.16認可 第2回 2022.4.28変認申請 2022.7.29補正 2023.4.7補正 2023.5.19補正 2023.5.31認可 第3回 2022.10.19変認申請 2023.8.24補正 2023.9.15補正 2023.10.2認可 第4回 2023.5.31変認申請 2024.02.B補正	—	<ul style="list-style-type: none"> 特定重大事故等対処施設の設置の許可を踏まえた工事計画の分割変認申請を実施。(第1回:2022年2月28日, 第2回:2022年4月28日, 第3回:2022年10月19日, 第4回:2023年5月31日に実施(火災防護審査基準の改正に伴う対応(BF)を含む。)) 経過措置期限: 【特重施設設置】本体工事計画認可日(2018年10月18日)を起点とし5年(2023年10月17日) 【火災BF】2024年2月13日以降の使用前検査事業者検査終了又は2024年2月13日以降の最初の施設定期検査終了日 申請範囲の適正化のため, 2024年2月上旬に補正を実施予定(外郭浸水防護施設の追加)。 <p>【東海・東海第二発電所, 発電管理室, 開発計画室, 安全室(品質保証)】</p>
3	【BF】設工認変更 ・特定重大事故等対処施設の設置(火災BF等の反映)	—	変認申請	—	<ul style="list-style-type: none"> 特重設工認(No.2)認可後に申請予定。 第4回にて火災BFを反映したこと等に伴う基本設計方針等の変更を実施する。(第1回から第3回) <p>【東海・東海第二発電所】</p>
4	【BF】【特重・SA・DB】設工認申請 標準応答スペクトル(震源を特定せず策定する地震動)の規制への取り入れのための実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に対する対応	—	変認申請	—	<ul style="list-style-type: none"> 設工認(No.2,3,5)認可後に申請予定。 震源を特定せず策定する地震動の許可を踏まえた設計及び工事計画の申請を実施する。 経過措置期限:設置変更許可等の経過措置の終期(令和6年4月20日)から5年後の令和11年4月19日以後最初の定期事業者検査終了日(案) <p>【東海・東海第二発電所】</p>
5	【BF】設工認変更 ・有毒ガス防護対策【SA・DB・特重】	—	変認申請	—	<ul style="list-style-type: none"> 特重設工認(No.2)認可後に申請予定。 経過措置期限:2020年5月1日以降の最初の施設定期検査終了日 有毒ガス防護対策の設置許可を踏まえた設計及び工事計画の申請を実施する。 <p>【東海・東海第二発電所】</p>
6	【BF】【SA/DB】設工認変更 ・火災防護審査基準の改正に伴う対応	—	2023.4.7変認申請	—	<ul style="list-style-type: none"> 2023年4月7日申請 経過措置期限:2024年2月13日以降の使用前検査事業者検査終了又は2024年2月13日以降の最初の施設定期検査終了日 火災防護審査基準の改正を踏まえた設計及び工事計画の変更認可申請を実施する。 本申請における審査内容を反映し, 1月中に一部補正を実施予定。 <p>【東海・東海第二発電所】</p>

東海第二発電所に係る設置許可, 設計及び工事計画, 保安規定の申請状況について

No.	工事名(件名)	種類			備考 (時期(予定又は実績), 他件名との関係 等) 【】: 主な審査対応部門
		設置許可	設計及び 工事計画認可	保安規定	
7	【SA】設工認変更 ・緊急用125V系蓄電池の設置場所変更 ・緊急用無停電電源装置の設置場所変更 ・非常用無停電電源装置の設置場所変更 ・チャンネル着脱機カート部の材料の記載適正化 ・緊急用電気室用ハロンボンベ移設	—	2023.8.31変認申請	—	・2023年8月31日申請。申請書添付書類他における記載誤りを踏まえ補正申請を予定。その後、ヒアリングを申し込む予定。 ・電源関係: 所内常設直流電源設備(3系統目)設置に伴い、電源設備の配置見直しを行ったため、既工事計画を変更する。 ・要目表におけるチャンネル着脱機材料名称の適正化を行う。 ・緊急用電気室用ハロンボンベ移設に関する項目を変更する。 【東海・東海第二発電所】
8	【SA】設工認申請 ・設工認申請(所内常設直流電源設備(3系統目)設置に伴う対応)	—	2023.8.31申請	—	・2023年8月31日申請。申請書添付書類他における記載誤りを踏まえ補正申請を予定。その後、ヒアリングを申し込む予定。 ・経過措置期限: 本体工事計画認可日(2018年10月18日)を起点とし5年(2023年10月17日) ・所内常設直流電源設備(3系統目)設置の許可を踏まえた設計及び工事計画の申請を実施する。 【東海・東海第二発電所】
9	【BF】【DB】設工認申請 ・高エネルギーアーク放電による火災発生防止に伴う対応	—	申請	—	・SA設工認(No.7, 8)の認可後に申請予定。 ・経過措置期限: 2021年8月1日以降の最初の施設定期検査終了日 ・非常用発電機に接続される電気盤における高エネルギーアーク放電による火災発生防止のための対策を踏まえた設計及び工事計画の申請を実施する。 【東海・東海第二発電所】
10	設工認申請 ・圧縮減容装置設置	—	申請	—	・設工認(No.9)の認可後に申請予定。 ・圧縮減容装置設置の許可を踏まえた設計及び工事計画の申請を実施する。 【東海・東海第二発電所】
11	保安規定の補正 ・【特重・SA】重大事故等対処設備・特定重大事故等対処施設・有毒ガス防護対策に係る設置許可の内容を踏まえた変更 ・【BF】降下火砕物対策 ・【BF】原子炉建屋の水素防護対策に係る規制改正に伴う対応	—	—	2023.6.23補正	・2023年6月23日補正。 ・平成26年5月に申請した新規制基準適合性に係る原子炉施設保安規定変更認可申請について、重大事故等対処設備・特定重大事故等対処施設・有毒ガス防護対策に係る設置許可の内容を踏まえた補正を実施する。 ・降下火砕物対策及び原子炉建屋の水素防護対策に係る規制改正の補正を実施する。 【発電管理室(プラント管理)】
12	デジタル安全保護回路に係る共通要因故障対策	—	—	—	・電力自主にて対策予定

注:【SA】重大事故等対処。【BF】バックフィット案件。